

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第6回）」
議事要旨**

○日時

令和5年5月31日（水）15時00分～17時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、桑原聡子委員、興津征雄委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、松本真由美委員

○オブザーバー

山梨県 加藤栄佐環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 松本仁一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 松本一道部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

（1）再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

委員からの主な意見は以下のとおり

<森林法に基づく許認可等以外のものの取扱い>

- ・ 森林法（林地開発許可）、盛土規制法、砂防三法以外の許認可としては、例えば、農地転用許可や河川占用許可が考えられるが、まずは、それらの許認可の保護法益や許認可の目的について丁寧な検討が必要。また、発電事業者の負担とバランスが取れているか丁寧な検討が必要。

- ・ 認定申請要件化について検討するに当たり、どのような許認可案件がどれくらいあるか、直近のものを定量的に把握できるとよい。

<温対法との連携について>

- ・ 災害の危険性に影響を及ぼし得る許認可が手続厳格化の対象となっており、温対法との関係でこれを緩和することが許容されるかどうか、バランスの取れた連携の在り方を考えていただきたい。また、適正な地域共生の下での再エネ促進が実現できるようなバランスをより具体的に考えていくことが必要な段階にある。
- ・ 林地開発については、特に大規模案件の件数が減ってきており、開発は少なくなってきたのが実情。小規模の林地開発について、促進区域内で実施される実態があるのであれば、温対法との連携を検討する余地がある。
- ・ 盛土規制法に基づく対象となる事業について、荒廃農地利用を進める中で、事業組成の状況を継続的にウォッチする必要がある。
- ・ これまで環境配慮基準や促進区域を設定した自治体の動向を見ると、特に砂防三法に基づく許認可に関わる地域については、そもそも促進区域に含めない自治体が多い。こうした中で、温対法の促進区域に関して、砂防三法に基づく許認可を元手続厳格化の「例外」とする意義については、検討が必要ではないか。
- ・ 促進区域の中にもいくつか種類がある。広域的ゾーニングでは、不特定多数の事業が対象となり得るため、自治体の懸念も増える。他方、街区指定型、公有地・公共施設活用型、事業提案型等は、自治体が把握できる範囲の事業実施が促進される。促進区域の中でも、こういった類型のものと連携していくべきか。今後の運用の中で、段階的に変更してもよいのではないか。
- ・ 温対法と再エネ特措法の手続の前後関係について、温対法の事業計画書の申請段階で、再エネ特措法の再エネ発電事業計画の認定に当たっての特例が適用されるのであれば、インセンティブが働く可能性がある。その場合には、温対法に基づく事業認定が取得できなかった場合に、事後的に再エネ特措法の認定を取り消すなどの対応をすべきではないか。
- ・ 温対法に基づくワンストップ化特例について、行政手続法の第 11 条第 2 項の趣旨（複数の行政庁が関与する処分について、省庁間で相互に連絡をとる等により、審査の促進に努めること）を踏まえ、各手続間の関係性やタイムラインの整備を引き続き進めていただきたい。
- ・ 温対法に基づく促進区域は、現在 10 地域あるが、その多くは公共用地や屋根上の活用等による太陽光発電となっている。環境省の有識者会合においては、促進区域の設定が進まない理由として、人員不足・財源不足のほか、制度に関する知識、域内の再エネポテンシャルや需要地・環境保全に関する情報不足が挙げられている。促進区域を積極的に策定できるよう、経産省と環境省が連携し、こうした情報を提供するなどして自治体をサポートするべきではないか。また、自治体のイニシアティブにのみ頼るのではなく、促進区域策定において自治体が検討すべき事項や方向性について、国が主導してガイドライン等を示すことも必要。
- ・ 促進区域の中では、地域の目の届く範囲で、環境配慮基準を守る形で事業が行われる可能性が高いと思われる。関係法令に基づく適正な土地利用を担保しながら再エネを促進していくことと、厳格な手続との折り合いをどうつけていくか、関係省庁で連携し、具体的に検討していただきたい。

＜今後のスケジュール等＞

- ・ 事務局案の経過措置について賛成。入札案件について、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に許認可が取得できなければ、落札者決定を取り消すということによいと考える。
- ・ 不備の無いものや事業者の不測の損害をもたらすものについて、慎重な措置を取ることには理解するが、速やかな施行を目指してほしい。
- ・ 事務局案において「不備なく認定申請が行われたもの」としている点について、その詳細をより明確化することを検討いただきたい。

＜自治体との連携強化等＞

- ・ 再エネ業務管理システムについて、事業者が仮登録をしなかった場合には、認定が取得できないのか。あるいは、仮登録は任意のものか。非FIT・非FIP案件なども常にスコープに入れた整理が必要。
- ・ 自治体との情報連携については、再エネ発電事業の認定申請前の情報提供となることも踏まえ、情報の目的外利用や第三者への提供について適切な管理が必要。事業者が安心して情報を提供できるよう、制度・システムの基盤構築をお願いしたい。
- ・ 例えば、オンサイトPPAの普及拡大に向けた更なる政府の支援や広報強化など、再エネ電源の長期電源化を促す追加的な仕組み作りも検討いただきたい。また、卒FIT後の設備維持のための基準作りやサプライチェーンの構築等を示すことも検討してほしい。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・ 太陽光パネルの廃棄・リサイクルについて、検討会の立ち上げなど、検討を加速いただき感謝。
- ・ 法改正について、再エネ発電事業者向けの説明会の場を設け、制度をしっかりと周知することが重要。
- ・ 森林法、盛土規制法、砂防三法以外でも、例えば、農地法や河川法に係る許認可等は、地域との共生に関係するものであるため、必要に応じて追加的な検討をお願いしたい。
- ・ 最近ではPPAが増えている中で、非FIT・非FIP案件において地域との共生を図る方策を検討することも非常に重要。
- ・ 再エネ業務管理システムを通じた情報提供について、一般送配電事業者にも情報を共有いただくことで、各種認可手続の状況等を踏まえ、系統接続業務において、より適切な対応を行うことが可能になると期待。

＜事務局＞

- ・ 認定手続の厳格化（認定申請要件化）に関して、森林法に基づく許認可等以外のものの取扱いは、関係法令の保護法益や再エネ特措法上の必要性等の観点から、総合的に検討したい。
- ・ 温対法の促進区域との連携についても、各許認可の性質、自治体や事業者のニーズ等も含め具体的な検討を深めていきたい。

- ・ 再エネ業務管理システムへの仮登録については、任意のものとし位置付けることを想定している。情報の取扱いには留意しながら、円滑な審査を行う観点からも、今後の対応については、引き続き検討したい。
- ・ 長期電源化に向けては、関係省庁とも連携し、オンサイト PPA 等の取組を引き続き進めていきたい。

<環境省>

- ・ 温対法に基づく促進区域の設定については、環境省としてもマニュアルの策定や財政支援、REPOS を通じた情報提供等による支援を行っており、有識者との議論も踏まえながら、引き続き取り組んでいきたい。
- ・ 促進区域内に事業を誘導し、地域共生型再エネを進めていくためにも、再エネ特措法との連携が重要であると考えているが、事業規律と促進のバランスをしっかりと取っていきたい。
- ・ 促進区域制度における一連の事業認定プロセスと、手続厳格化の例外に係る許認可手続との先後関係などのタイムラインも踏まえ、適切な制度設計を検討したい。

<座長>

- ・ 認定手続の厳格化（認定申請要件化）について、森林法（林地開発許可）、盛土規制法、砂防三法に基づく許認可等は、早急に認定申請要件とし、本年秋頃に施行することでまとまった。その他の許認可についても、今後、必要に応じて要件化を検討していくことでまとまった。
- ・ 温対法との連携についても、更に議論を進めていく方向でまとまった。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365